

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例						
2	対象税目	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="373 443 424 524">①</td> <td data-bbox="424 443 584 524">政策評価の対象税目</td> <td data-bbox="584 443 1417 524">(法人税:義、所得税:外)(国税)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 524 424 595">②</td> <td data-bbox="424 524 584 595">上記以外の税目</td> <td data-bbox="584 524 1417 595">-</td> </tr> </table>	①	政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税)	②	上記以外の税目	-
①	政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税)						
②	上記以外の税目	-						
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>1 概要</p> <p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。)において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊(以下「駐留軍」という。)は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。</p> <p>このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保するということが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。)に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、国により買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は収用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。</p> <p>2 特例の内容</p> <p>駐留軍の用に供する土地等が、国により買収され又は駐留軍用地特措法の規定に基づき使用又は収用され、土地等の所有者が補償金等を取得し、その補償金等により代替資産の取得をした場合、個人にあっては、取得した補償金等の額がその代替資産の取得価額以下であるときは、その譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす等、法人にあっては、譲渡益の額(圧縮限度額)の範囲内でその代替資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。</p>						

		《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条、第33条の5、 第33条の6、第64条、第64条の2、第68条の70及び第68条の71
4	担当部局	地方協力局環境政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和2年度
6	創設年度及び改正経緯	昭和28年創設
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、我が国自身の努力、同盟国との協力、国際社会における多層的な安全保障協力等を総合的に推進することとしている。</p> <p>これらのうち、日米安全保障体制を中核とする米国との同盟関係は、我が国の平和と安全を確保するためには不可欠であり、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、日米安保条約及び日米地位協定において、駐留軍は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保することが必要であることから、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することを目的としている。</p>
	①: 政策目的及びその根拠	<p>《政策目的の根拠》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日米安保条約第6条</li> <li>2 日米地位協定第2条第1項(a)</li> <li>3 駐留軍用地特措法第1条</li> <li>4 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲの2の(3)</li> <li>5 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅰの4、Ⅲの4の(2)別紙参照</li> </ol>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企(防)第154号。31. 3. 29)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出</li> <li>② 我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止</li> <li>③ 万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処</li> </ol>

			し、かつ被害を最小化 政策分野：日米同盟の強化(日米同盟の強化) 施策：在日米軍駐留に関する施策の着実な実施
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。
9	有効性等	① 適用数	1 過去の実績：国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用においては、適用条件を満たさなかったことから、実績はない。 2 本租税特別措置の対象者は、駐留軍の用に供する土地等について、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は収用される場合の土地等の所有者(個人又は法人)であり、特定の者に偏るものではない。
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 —  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	本租税特別措置により、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。
10	相当性等	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得し、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行する必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
	③: 地方公共団体が協力する相当性	なし
11	有識者の見解	特に意見なし。
12	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年7月

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(抄)

(昭和35年条約第6号)

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(抄)

(昭和35年条約第7号)

第二条

1(a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。

3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(抄)

(昭和27年法律第140号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下「駐留軍」という。)の用に供する土地等の使用又は収用に関し規定することを目的とする。

4 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(抄)

平成30年12月18日  
国家安全保障会議決定  
閣議決定

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

2 日米同盟の強化

(3) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

接受国支援を始めとする様々な施策を通じ、在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えるとともに、在日米軍再編を着実に進め、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減していく。

特に、沖縄については、安全保障上極めて重要な位置にあり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大きく寄与している一方、在日米軍施設・区域の多くが集中していることを踏まえ、近年、米軍施設・区域の返還等の沖縄の負担軽減を一層推進してきているところであり、引き続き、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、負担の分散等を着実に実施することにより、沖縄の負担軽減を図っていく。

## 5 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(抄)

平成30年12月18日  
国家安全保障会議決定  
閣議決定

### I 計画の方針

- 4 米国の我が国及びインド太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の下、幅広い分野における各種の協力や協議を一層充実させるとともに、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。

### III 自衛隊の能力等に関する主要事業

#### 4 日米同盟の強化

##### (2) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保する。